

うるま市立こども園等AED貸借契約（長期継続契約）  
仕様書

1 契約の内容

うるま市立認定こども園及び保育所に設置する下記貸借物品について、うるま市（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）との間で貸借の契約を行う。

2 貸借物品

AED（自動体外式除細動器）及び収納ボックス（壁掛式）

3 設置施設及び台数

No.	設置施設		設置台数
	名称	所在地	
1	赤道こども園	うるま市赤道921番地	1台
2	伊波こども園	うるま市石川伊波287番地1	1台
3	与那城こども園	うるま市与那城屋慶名468番地1	1台
4	与那城保育所	うるま市与那城466番地	1台

※施設ごとの貸借物品の設置位置については10（2）を参照のこと

4 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（60か月）

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約となります。長期継続契約に関する特約事項については「9 長期継続契約に関する特約事項」のとおり。

5 納品期限

令和8年3月31日

6 契約金額の積算

契約金額は契約期間中における次の物品に係るすべて費用の額を含めること。

- (1) AED本体（消耗品ではない付属品を含む）
- (2) AED収納ボックス
- (3) 定期的な交換を必要とする消耗品（事故発生使用において甲が使用した消耗品の料金は除く）

## 7 支払方法

月額払とし、契約金額を契約期間の月数で除した金額を月額とする。

## 8 賃貸物品の仕様

### (1) AED（自動体外式除細動器）

品目	項目	規格
AED 本体	法令等要件	医療機器として医薬品、医薬機器等法に基づく厚生労働大臣の承認を得ており、過去の使用事例において安全性が確認されていること。日本版救急蘇生ガイドライン2020対応であること。
	出力波形	二相性波形
	電気ショック	心電図リズムの解析で電気ショックの要／不要の判断ができること。また、電気ショックが必要であると判断した後も、傷病者の心電図波形が戻った時には、電気ショックを自動的にキャンセルできる機能があること。
	防塵・防水性	IP55以上
	動作環境	0度～50度（待機時・保管時の保証温度）
	未就学児への対応	未就学児用パッドへの交換、未就学児/小学生～大人切り替えスイッチ又は未就学児キー等で未就学児モードに切り替えることが簡便にできること。また、電源の再起動が必要なく使用できること。
	機器重量	3.0kg以下（バッテリーが装着されている状態）
	自己診断機能	AED本体が緊急時に使用できるよう自己診断機能を有し、毎日自動的に日常点検を行うこと。自己診断の結果、異常があった場合はアラーム音、光の点滅、インジケータの表示等、音や外観で知らせること。更にボタンを押す、蓋を開ける等、簡単な操作を行うことで、異常箇所を日本語音声で知らせる機能があること。
	コーチング機能	日本語によるAED操作手順及び心肺蘇生の音声ガイド機能を有していること。 未就学児/小学生～大人モード切替時は、音声と目視で確認できる表示で切り替え後のモードを知らせること。
	表示許諾	一般社団法人日本難聴者・中途失聴者団体連合会から「耳マーク」の複製・利用について承諾を得た機器であること。

付属品	電極パッド	小学生～大人用×2組、未就学児用×1組 ※本体機器で未就学児用に切り替える等、小学生～大人用で代用可能な場合は、未就学児用は不要とする。
	バッテリー	1個 ※非充電式で4年以上の寿命が確保できるもの。
	救急セット	1式 (ディスポタオル、はさみ、脱毛テープ又は安全カミソリ、感染防止用手袋、人工呼吸用マウスシート)
	キャリングケース	1個 ※AED本体と付属品が一元的に管理できること。また、形態は、ケースを開くことなく機器の作動状況等が視認できる覗き窓があること。
	取扱説明書	本体機器等の取扱い説明書。

## (2) 収納ボックス

項目	規格
型式	壁掛式
防犯	扉開時にブザー音が鳴動、扉閉時はブザー音が停止すること。
形状	扉の一部に覗き窓がある等、収納ボックスに設置したAEDの作動 状況等を外部から視認できる形状であること。

## 9 長期継続契約に関する特約事項

- (1) 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- (2) 前号の規定により乙に損害が生じるとき、または生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負う。この場合における損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

## 10 取付け・設置等

- (1) 乙は、納品期限までに乙の負担により賃貸物品の設置を行うこと。また、契約期間終了後は、乙の負担により賃貸借物品及び付属品を撤去し引き取ること。
- (2) 設置施設ごとの収納ボックスの設置位置は別添の「AED設置位置」のとおりとし、壁面へボルトで固定すること。
- (3) 前号において指定された箇所への収納ボックスの設置が難しい場合は、設置場所の施設職員と調整し、適切な場所へ設置すること。

- (4) 賃貸物品の設置にあたっては、前賃貸人と十分に調整を行い、円滑に作業を行うこと。
- (5) 賃貸物品の納品・設置時に発生した梱包等、不要な物は引き取ること。

## 11 その他

- (1) 定期的な交換を必要とする消耗品（電極パッド、バッテリー等）については、期限切れ前までに設置（納品）場所へ訪問し、交換すること。また、交換後は、次回交換時期を明記し、機器が正常に動くかを確認すること。
- (2) 納品する賃貸物品は、新品とすること。また、耐用年数は賃貸借期間以上とすること。なお、賃貸物品は全て同一品とする。
- (3) 前号にかかわらず、納品期限までに新品物の納品が間に合わない場合は、当該期日以後おおむね2週間程度は賃貸物品と同等の代替品の設置を認める。この場合においては、事前に甲から了承を得ること。
- (4) 契約期間中に通常使用で故障し、又は製品自体の不具合が認められた際には無償（部品代金を含む。）で修理又は交換を行うこと。また、原状復帰までは同等の代替品を提供すること。
- (5) 納品日時は、事前に各設置施設の職員と調整を行い、了解を得ること。
- (6) 賃貸物品の納品後は、速やかに各設置（納品）施設の職員を対象に、取扱いの説明を対面で行うこと。
- (7) 使用方法等の照会については、随時、応じること。
- (8) 乙は、自己の責任において、AED本体に動産総合保険を付保する又は動産総合保険同等以上を保証するものとし、契約期間を通じて盗難、破損等に対応できるようにすること。
- (10) 甲の都合により、契約期間満了を待たずに契約の解除又は賃貸物品の一部返却の際の契約金額の取り扱い（9 長期継続契約に関する特約事項の場合を除く）については、契約時に甲乙間にて取り決めるものとする。